○上尾伊奈資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会条例

令和５年４月１日条例第５号

上尾伊奈資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会条例

（設置）

第１条　上尾伊奈資源循環組合情報公開条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第２４号）第２１条第１項並びに個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。第７条第１項及び第５項において「法」という。）第１０５条第３項において読み替えて準用する同条第１項及び上尾伊奈資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第３６号。第７条第２項及び第５項において「議会個人情報保護条例」という。）第４５条第１項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議するため、上尾伊奈資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この条例において「実施機関」とは、管理者、公平委員会及び監査委員をいう。

（組織）

第３条　審査会は、委員３人をもって組織する。

２　委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第５条　審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　審査会は、２人以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

（審査会の調査権限）

第７条　審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、上尾伊奈資源循環組合情報公開条例第１１条各項の決定（以下「公開決定等」という。）（議会に係るものを除く。）に係る行政文書又は法第８２条各項の決定、法第９３条各項の決定若しくは法第１０１条各項の決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

２　審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等（議会に係るものに限る。）に係る行政文書又は議会個人情報保護条例第２４条各項の決定、議会個人情報保護条例第３４条各項の決定若しくは議会個人情報保護条例第４１条各項の決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

３　前２項の場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開及び保有個人情報の開示を求めることができない。

４　実施機関及び議会（次項及び第６項において「実施機関等」という。）は、審査会から第１項又は第２項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

５　審査会は、必要があると認めるときは、実施機関等に対し、公開決定等に係る行政文書又は法第８２条各項の決定、法第９３条各項の決定若しくは法第１０１条各項の決定若しくは議会個人情報保護条例第２４条各項の決定、議会個人情報保護条例第３４条各項の決定若しくは議会個人情報保護条例第４１条各項の決定に係る保有個人情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

６　第１項、第２項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１３条第４項に規定する参加人をいう。次条第２項及び第１３条において同じ。）又は実施機関等（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第８条　審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査

会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第９条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第１０条　審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第７条第１項若しくは第２項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第６項の規定による調査をさせ、又は第８条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第１１条　審査会は、第７条第５項若しくは第６項又は第９条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

２　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

３　審査会は、第１項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

４　審査会は、第２項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定する

ことができる。

（調査審議手続の非公開）

第１２条　審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第１３条　審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（守秘義務）

第１４条　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第１５条　審査会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（罰則）

第１７条　第１４条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年４月１２日条例第１６号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年４月１２日条例第３６号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年２月１０日条例第１号）

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日（令和７年６月１日）から施行する。